関税品目	品名	基準税率	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	６年目	７年目	８年目	９年目	１０年目	１１年目	１２年目	１３年目	１４年目	１５年目	１６年目	１７年目	１８年目	１９年目	２０年目	２１年目以降	備考
	第75類　ニッケル及びその製品																							
75.01	ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物																							
7501.10.000	ニッケルのマット		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
7501.20	焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物																							
7501.20.100	1 焼結した酸化ニッケル（ニッケルの含有量が全重量の88%以上のものに限る。）	11.7%(その率が1kgにつき44円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	11.0%(その率が1kgにつき41.25円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	10.2%(その率が1kgにつき38.50円の従税率より高いときは、当該従量税率)	9.5%(その率が1kgにつき35.75円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	8.8%(その率が1kgにつき33円の従税率より高いときは、当該従量税率)	8.0%(その率が1kgにつき30.25円の従税率より高いときは、当該従量税率)	7.3%(その率が1kgにつき27.50円の従税率より高いときは、当該従量税率)	6.6%(その率が1kgにつき24.75円の従税率より高いときは、当該従量税率)	5.9%(その率が1kgにつき22円の従税率より高いときは、当該従量税率)	5.1%(その率が1kgにつき19.25円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	4.4%(その率が1kgにつき16.50円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	3.7%(その率が1kgにつき13.75円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	2.9%(その率が1kgにつき11円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	2.2%(その率が1kgにつき8.25円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	1.5%(その率が1kgにつき5.50円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	0.7%(その率が1kgにつき2.75円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	無税	無税	無税	無税	無税	無税	ASEAN、オーストラリア、中国及びニュージーランドに対する待遇
7501.20.100	1 焼結した酸化ニッケル（ニッケルの含有量が全重量の88%以上のものに限る。）		U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	韓国に対する待遇
	2 その他のもの																							
7501.20.210	(1) 酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の1.5%以下のものに限る。）	3.0%	2.8%	2.6%	2.4%	2.3%	2.1%	1.9%	1.7%	1.5%	1.3%	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.4%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	ASEAN、オーストラリア及びニュージーランドに対する待遇
7501.20.210	(1) 酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の1.5%以下のものに限る。）		U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	中国及び韓国に対する待遇
7501.20.290	(2) その他のもの		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
75.02	ニッケルの塊																							
7502.10.000	ニッケル（合金を除く。）	11.7%(その率が1kgにつき44円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	11.0%(その率が1kgにつき41.25円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	10.2%(その率が1kgにつき38.50円の従税率より高いときは、当該従量税率)	9.5%(その率が1kgにつき35.75円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	8.8%(その率が1kgにつき33円の従税率より高いときは、当該従量税率)	8.0%(その率が1kgにつき30.25円の従税率より高いときは、当該従量税率)	7.3%(その率が1kgにつき27.50円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	6.6%(その率が1kgにつき24.75円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	5.9%(その率が1kgにつき22円の従税率より高いときは、当該従量税率)	5.1%(その率が1kgにつき19.25円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	4.4%(その率が1kgにつき16.50円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	3.7%(その率が1kgにつき13.75円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	2.9%(その率が1kgにつき11円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	2.2%(その率が1kgにつき8.25円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	1.5%(その率が1kgにつき5.50円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	0.7%(その率が1kgにつき2.75円の従量税率より高いときは、当該従量税率)	無税	無税	無税	無税	無税	無税	ASEAN、オーストラリア、中国及びニュージーランドに対する待遇
7502.10.000	ニッケル（合金を除く。）		U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	韓国に対する待遇
7502.20	ニッケル合金																							
7502.20.010	1 ニッケルの含有量が全重量の50%未満のもので、コバルトの含有量が全重量の10%以上のもの		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
7502.20.090	2 その他のもの	3.0%	2.8%	2.6%	2.4%	2.3%	2.1%	1.9%	1.7%	1.5%	1.3%	1.1%	0.9%	0.8%	0.6%	0.4%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	ASEAN、オーストラリア及びニュージーランドに対する待遇
7502.20.090	2 その他のもの		U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	中国及び韓国に対する待遇
75.03																								
7503.00.000	ニッケルのくず		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
75.04																								
7504.00	ニッケルの粉及びフレーク																							
7504.00.100	1 真空管用ゲッター、アルカリ蓄電池又は溶接用フラックスの製造に使用するもの及び粉末冶金に使用するもの		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	
	2 その他のもの																							